

「福岡市北朝鮮人権侵害問題啓発動画制作等業務委託」に係る提案競技実施要項

1 提案に付する事項

(1) 件名

福岡市北朝鮮人権侵害問題啓発動画制作等業務委託

(2) 履行期間

契約締結日 から 令和8年12月25日まで

(3) 提案を求める事項

別添(資料1)委託仕様書参照

(4) 提案に係る経費の上限額

1,900千円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案価格が上限額を超える場合は、失格となります。

2 参加資格

次の各号のすべてを満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときはこ

の提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されている福岡市ホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

(3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、こ

の提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

- (4)市町村税を滞納していない者であること。
- (5)消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6)福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7)会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

3 スケジュール

(1)募集開始／質問受付開始	令和8年5月18日(月)
(2)質問書提出期限	令和8年5月26日(火)12時
(3)質問書への回答	令和8年5月29日(金)(予定)
(4)参加申込書提出期限	令和8年6月3日(水)17時
(5)参加辞退届提出期限	令和8年6月9日(火)17時
(6)提案書等提出期限	令和8年6月12日(金)17時
(7)プレゼンテーション	令和8年6月23日(火)(予定)
(8)最優秀提案者決定	令和8年6月下旬から7月上旬(予定)
(9)契約締結	令和8年7月上旬(予定)

※提案競技に関する説明会の実施はありません。

※参加資格を有する提案者が4者を超える場合は、提案書の内容について事務局で審査(提案書審査)を行い、評価の高い4者程度を選定してプレゼンテーションへの参加者とします。提案書審査を行った場合の結果は、令和8年6月17日(水)までに参加申込書に記載された担当者宛に電子メールで連絡します。

4 質問の受付及び回答

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、以下の書類をご提出ください。

(1)質問締切

令和8年5月26日(火)12時

(2)提出方法

「12 問い合わせ先」宛に「提案競技質問票(様式1)」を電子メールでご提出ください。

※未受領防止のため、提出した旨を電話で連絡してください。

また、件名欄に「【福岡市北朝鮮人権侵害問題啓発動画制作等提案競技】に関する質問と記入してください。

(3)回答

質問に対する回答は、令和8年5月29日(金)(予定)に以下の福岡市ホームページ内に掲載します。

[掲載場所]

福岡市ホームページ>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募

>各所管課が公募する競争入札、提案競技等>質問と回答

(4)その他

- ① 同趣旨の質問が複数あった場合には、取りまとめのうえ回答します。
- ② 質問者の名称等は非公開とします。

③ 評価及び審査に関する質問については、回答できません。

5 参加申込書の提出

この提案競技に参加する者は以下の書類をご提出ください。

(1) 提出期限

令和8年6月3日(水)17 時まで

(2) 提出方法及び提出先

提案競技への参加を希望する事業者は、下記の提出書類を「12 問い合わせ先」まで提出してください。

郵送提出の場合:特定記録又は簡易書留で郵送し、提出期限必着とします。

窓口提出の場合:9時から 17 時まで(12 時から 13 時及び土日祝日を除く)

※来庁日時を事前に連絡してください。

電子メール提出の場合:未受領防止のため、提出した旨を電話で連絡してください。ま

た、件名欄に「福岡市北朝鮮人権侵害問題啓発動画制作等業務委託】提案競技参加申込」と記入してください。

(3) 提出書類

- ① 提案競技参加申込書(様式 2)
- ② 会社概要(事業概要が分かるパンフレット、ホームページの写し等でも可)
- ③ 以下、ア～キの書類

ア～ウの書類については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお「令和7・8・9年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、ア～キの書類の提出を免除する。

ア 登記事項証明書

注1)法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

イ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1)本社所在地の自治体が発行する納税証明で、直近2年分の市町村税を滞納していないことがわかる証明書を提出すること。

注2)福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているもの。

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1)本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2)証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

エ 委任状(様式3)

注1)この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式3により委任状を作成して提出すること。

オ 誓約書(様式4)

注1)様式4に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を押印すること。

カ 役員名簿(様式5)

注1)様式5に、代表者及び役員(エの委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2)この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3)役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

キ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1)法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2)個人の場合は、「個人用財務諸表(様式6)」をもとに作成のうえ提出すること。

※JV またはコンソーシアムとして参加する場合は、代表事業者を決定し、「共同企業体構成表(様式任意。登録事業者名および押印は必須とする。)」を提出すること。なお、代表事業者以外の構成員については、(3)①を除くすべての書類を提出すること。

(4)提出部数

各1部

(5)参加資格の確認通知

参加資格申込書を提出した者について、参加資格を確認のうえ、参加資格の有無を令和8年6月10日(水)までに、担当者宛に電子メールでお知らせします。なお、電話等による結果のお問い合わせにはお答えできません。

(6)参加辞退

参加申込書を提出した後で、参加を辞退する場合は、下記のとおり提出書類を「12 問い合わせ先」まで提出してください。

① 提出期限

令和8年6月9日(火)17時まで

② 提出方法

郵送提出の場合:特定記録又は簡易書留で郵送し、提出期限必着とします。

窓口提出の場合:9時から17時まで(12時から13時及び土日祝日を除く)

※来庁日時を事前に連絡してください。

電子メール提出の場合:未受領防止のため、提出した旨を電話で連絡してください。

また、件名欄に「【福岡市北朝鮮人権侵害問題啓発動画制作等業務委託】提案競技辞退届」と記入してください。

③ 提出書類

提案競技参加辞退届(様式7)

(7)留意事項

- ① 必要に応じて追加資料の提出を求められることがあります。
- ② 上記(3)の書類を提出していない事業者は、提案競技に参加することはできません。
- ③ 参加資格有りと確認されたものであっても、また、参加資格の確認通知後であっても、参加資格の要件を満たさないことが明らかになったときは、参加資格を取り消すことがあります。

6 企画提案書等の提出

(1)提出期限

令和8年6月12日(金)17時まで

(2)提出方法及び提出先

「12 問い合わせ先」に持参又は郵送してください。

郵送提出の場合:特定記録又は簡易書留で郵送し、提出期限必着とします。

窓口提出の場合:9時から17時まで(12時から13時及び土日祝日を除く)

※来庁日時を事前に連絡してください。

(3)提出書類

① 企画提案書(任意様式)

ア 本要項及び別添仕様書に基づき、具体的な提案を示すこと。

イ 用紙の大きさはA4判とし、おおむね10ページ以内(表紙、目次は除く。)で、日本語、横書き、フォントサイズ11ポイント以上(図・表についてはこの限りとしない。)、通し番号を付記すること。印刷の向きは横とし、片面・カラー印刷とすること。

ウ 提案書表紙の次のページは目次とし、提案書には表紙、目次を除きページ番号を一連で付すこと。

エ 提案書の表紙は、参加申込時に指定された社名(A社、B社など)を右上に記入すること。あて名「(あて先)福岡市長」、標題「福岡市北朝鮮人権侵害問題啓発動画制作等業務委託」及び「提出年月日」を記載すること。

オ 同種または類似業務の実績や成果等があれば、記載すること。

自治体・公的機関に関わらず、過去5年間において、本業務と同種または類似の業務実績があれば記載すること。

カ 業務実施体制及びスケジュールを記載すること。

② 見積書(様式8)

ア 企画提案書に記載している事項を実施するために必要な経費は、すべて見積りに含まれるものとして、内訳を具体的に記載すること。

イ 日本円で消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。

ウ 追加提案等も含めた見積書の記載金額が予算上限額を超過した場合失格となる。

(4)提出部数

- ① 企画提案書(印刷物) 正本1部、副本8部

※正本は社名を記入してください。なお、全体を通じて事業者名や個人名が分からないようにして提出してください。

- ② 見積書 1部

(5)留意事項

- ① 提案書の提出は、1提案者につき1案とします。
- ② 提出後の追加、修正は原則として認めません。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではありません。
- ③ 提出期限までに提案書の提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなします。

7 提案事業者プレゼンテーション・審査会

提案書等の提出のあった事業者のうち、参加資格を満たすと認められた事業者を対象に、提案説明(プレゼンテーション及び質疑応答)による審査を行います。提案説明の詳細な時間等については、別途、担当者宛に電子メールでお知らせします。なお、電話等によるお問い合わせにはお答えできません。

提案者が多数の場合、提出書類等をもとに事前審査を行い、プレゼンテーションの参加対象者を選抜する場合があります。

また、期限までに申込書を提出しなかった者及び参加資格がないと確認された者は、この提案競技に参加することができません。また、参加資格有りと確認された者であっても、参加資格の要件を満たさないことが明らかになったときは、参加資格を取り消すことがあります。

(1)実施日

令和8年6月23日(金)午後(予定)

(2)場所

福岡市人権啓発センター 研修室

福岡市中央区舞鶴2丁目5-1 あいれふ8階

(3)実施方法

提案説明は、提案した提案書をもとに行ってください。

① 説明時間 15分程度

質疑応答 5分程度

② 出席者 1提案者につき2名までとします。

(4)審査及び選定

選定委員による提案内容に係る評価及び提出された受託実績等を基に審査し、提案者の中から最も優れた提案者を選定します。

なお、提案者が1者であった場合は、最低基準点(60点)を超えた場合のみ、当該提案を行った事業者と協議を行い、契約相手方とします。

(5)選定結果

令和8年6月下旬に提案者全員に電子メールで通知します。また、選定結果について以下の市のホームページで公表します。(最優秀提案者以外の提案者名は非公表とします。)

なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けません。

[選定結果掲載場所]

福岡市ホームページ>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募

>各所管課が公募する競争入札、提案競技等>結果

8 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合、又は事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とすることがあります。

9 最優秀提案者との契約について

この提案競技における最優秀提案者と協議のうえ、提案内容を反映させた委託仕様の調整を行い、最優秀提案者を相手方とした随意契約に係る価格協議を行います。また、委託仕様の調整にあたっては、原則として選定された提案内容を基に作成することとしますが、提案者と協議のうえ、提案仕様に定める業務履行要件に反しない範囲で提案内容からの一部変更や要件等の追加を行うことがあります。

委託仕様の調整協議において合意に至らなかった場合には、次点の提案者を繰り上げ採用することがあります。なお、採用取消しに伴う補償等は一切行いません。

10 その他留意事項

- (1) 提案書等の作成その他の提案競技参加に係る諸費用は、全て提案者の負担とします。
- (2) 提案書提出後、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- (3) 審査結果の採点内容に関する質問には一切お答えできません。
- (4) 交付した書類は、この提案競技参加に関する目的以外での利用はできません。
- (5) 提出された提案書その他の提出書類一切については、返却できません。なお、提出書類をこの提案競技の目的以外に無断で使用することはありません。
- (6) 提出された提案書は、業者選定の事務に限り複製することがあります。
- (7) 提出書類又は提案内容に虚偽若しくは実施不可能な内容があった場合には失格とします。
- (8) 提案書の著作権は提案者に帰属します。

- (9)提案書を含む提出物について、情報公開請求があった場合は、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて提案書の全部または一部を公開するものとします。
- (10)最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、参加資格を欠くこととなった場合や措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合その他失格要件に該当した場合は、契約の相手方としないことがあります。
- (11)この提案競技において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名詞を除き日本語及び日本国通貨に限ります。

11 様式

- (1)提案競技質問票(様式1)
- (2)提案競技参加申込書(様式2)
- (3)委任状(様式3)
- (4)誓約書(様式4)
- (5)役員名簿(様式5)
- (6)個人用財務諸表(様式6)
- (7)提案競技参加辞退届(様式7)
- (8)見積書(様式8)

12 問い合わせ先

〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所7階

福岡市市民局人権部人権推進課

担当:峯下、池田

TEL:092-711-4338

FAX:092-733-5863

電子メール:jinkensuishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp